

(資料ウ)



農水産物・加工食品の輸出 今、現場で起きていること

令和3年3月10日



NAX JAPAN Co., Ltd.

NAX JAPAN 株式会社





農水産物の輸出、フォワーダーの立場から



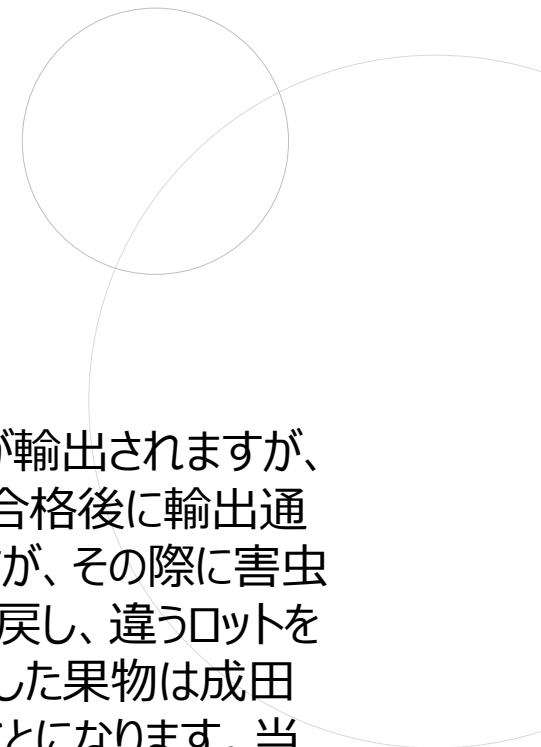
弊社、NAX JAPAN株式会社は通関業者としてまたは、国際貨物フォワーダーとして多くの生鮮貨物の輸出業務を取り扱っております。成田空港、羽田空港、関西空港、平和島にそれぞれ通関拠点を持ち、航空便と船便にて東南アジアをはじめ多くの国向けに生鮮食品、冷凍加工食品を輸出しております。本日は、現在我々が日々直面している課題や要望について、ご説明させていただきます。

何卒よろしくお願いいたします。

目次

- ・輸出の際の植物検疫作業
- ・輸出の際の動物検疫作業
- ・輸出の際の税関検査
- ・各市場から空港までの集荷作業
- ・爆発物検査
- ・海外での生鮮食品の輸出作業
- ・これから目指したいこと





輸出の際の植物検疫作業

香港、シンガポール、などは植物検疫がないため比較的多くの食材が輸出されますが、それ以外の仕向け地に輸出する場合は輸出植物検査を受け検査合格後に輸出通関となります。航空便の場合、空港に搬入後植物検疫を受けますが、その際に害虫が発見されるとそのロットは輸出が出来ません。一旦市場に商品を戻し、違うロットを再度空港に持ち込み輸出検査となります。例えば大田市場で購入した果物は成田空港に持ち込み検査をし、検査不合格の場合は大田市場に戻すこととなります。当然、一度購入した商品を返品し違うロットを購入するので、通常の場合輸出者がそのロス分を負担することとなります。

青森県のリンゴなどは植物検査官が産地まで赴き、輸出検査をしているケースもありますが、もっと積極的に各地の農協や市場でも輸出検疫証明書を発行できるようになれば、検査不合格であってもその場で違うロットで検査をすることができ、輸出者の負担も減り、商品単価を抑えることができると思われます。



輸出の際の動物検疫作業

輸出動物検疫は動物性由来のものを含んでいる加工食品においても必要になります。例えば動物性由来の油脂をふくんでいる冷凍食品や加工品、ラーメンスープや冷凍餃子、など多岐に渡ります。しかし、輸出動物検疫を受ける為にはいったん港湾地区の保税倉庫で尚且つ、動物検査所に指定されている倉庫に搬入し、動物検疫を申請しなければなりません。内陸にある自社倉庫や一般倉庫では輸出動物検疫を申請することもできません。また港湾地区の保税倉庫は港湾労働法に基づく規制のため、内陸の倉庫よりも割高と言われております。輸出植物検査は一部産地まで赴いてくれるのに対し、動物検疫は事実上港湾地区内でなければ検査を受けることができません。この点も倉庫がひっ迫する要因であり価格が高くなる要因の一つであると考えられます。多くの食品は倉庫搬入後に各国むけの表示ラベルを貼る作業が求められ、さらに商品単価が上がる要因になっております。輸出検査だけでも内陸地にある倉庫でできるよう求めたいところです。



輸出の際の税関検査

- アメリカからの輸出の際には税関検査を必要としません。輸出通関そのものが無いため税関検査もございません。届出のみであるため通関業者（カスタムブローカー）が介在することはありません。必要なのはスクリーニング（爆発物検査）と輸出申告書（AES=Automated Export System、フォワーダーにて作成可能）です。
- 日本ではランダムに指定される輸出検査を避けるため、内陸でのコンテナへの積み込み作業（VAN詰め）～コンテナヤードでの通関はあまり行いません。単品での出荷であればまだよいのですが、少量多品種の出荷の場合は税関に指定されたアイテムをコンテナの奥から出さなければならず、そのリスクを避けるために港でのVan詰めがほとんどです。すなわち割高な作業料金、割高な倉庫代のかかる港湾地区で行われます。





各卸売市場から空港までの集荷作業

- 航空便にて輸出される農水産物の多くは各卸売市場から出荷されるケースが多いです。 弊社は市場内で協力会社の名のもと、市場内にて集荷し、重量を測り、空港までの混載便トラックに積み込んでおります。
- しかし、卸売市場業務条例等により、新規での関連事業者としては認められず、どの市場においても通関業者、またはフォワーダーとしての看板を掲げて商売ができない状況です。（一部最大手の企業のみ）また成田市場においては正規に入居することが決定しております）
- 市場内にフォワーダーが正規に入居し、輸出動植物検疫、爆発物検査や輸出通関を卸売市場内で行うことができれば、更なるコスト削減や時間の削減が可能になると思われます。



爆発物検査

- 航空貨物で貨物を輸出する際には爆発物検査が求められます。日本では主に拭き取り検査（ETD = Explosive Trace Detection）にて検査されております。米国においては一部K9による検査も行われているとの事。
- 将来的には市場内においての植物検疫、爆発物検査、輸出通関までを一貫してできるよう模索しているところであります。





海外での生鮮食品の輸出作業

- オーストラリア……フォワードによる植物輸出検疫が一部認められており、夜間の搬入される貨物にも植物検疫を経て輸出されております。日本においても証明書発給機関をもっと増やすことができれば、（例えば農協、市場など）もっとスムーズに輸出することができるのではないのでしょうか。
- ニュージーランド……牛肉の輸出の際に発行される動物検疫証明書はデジタル化され各国の検疫当局に電送されるため、オリジナルの証明書の添付の必要がなく、紛失することはありません。
- 米国産のチェリー、アスパラガス、ブロッコリーなどほとんどの商材は産地にて輸出検疫証明書（Phytosanitary Certificate）を発行し、荷物と一緒に空港近隣のフォワード倉庫に搬入され、輸出通関が無い場合、そのままX線による爆発物検査を経て航空会社に搬入されます。輸出通関はなく、届け出制になっております。これも輸出作業をスムーズにしております。





これから目指したいこと

例えば、香港向け果物において日本と競合するのは韓国産でありアメリカ産でありオーストラリア産です。まず彼らがどのような条件下で輸出しているかを研究する必要があります。

また、現在考えられる理想的な輸出通関は、市場内での植物検疫、爆発物検査、輸出通関、またそれらの作業をする場所の確保、植物検疫については証明書発給機関を増やし（フォワードを含む）、産地寄りで輸出植物検査を行い空港・港では輸出通関のみ。地方空港での通関から成田・羽田・関空などの主要空港経由で海外向け輸出をスムーズにできる環境をつくり、爆発物検査装置（X線装置）を各空港に設置し、貨物が搬入される際には輸出検疫証明書がすでに産地で取得されており、貨物搬入後の輸出通関は遠隔にて許可、などやれることはまだまだあります。

産地間での競争も必要ですが、オールジャパンで韓国産やアメリカ産に値段でも勝てるような環境をいち早く作っていく必要があります。



ご清聴ありがとうございました。



info@naxjapan.com



www.naxjapan.com

